

ID: 90

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	観覧料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立美術博物館条例 第11条第1項
例 規 番 号	平成2年条例第22号
【根拠条文】 (観覧料等の免除) 第11条 市長は、規則で定めるところにより、観覧料、特別観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。 2 前項の規定は、前条第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長は、規則で定めるところにより」とあるのは、「指定管理者は、市長が定めた基準に該当するときその他市長の承認を得たときは」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立美術博物館条例施行規則第7条から第9条までの規定による。 (観覧料の減免) 第7条 条例第11条第1項の規定により、観覧料、特別観覧料を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。 (1) 免除する場合 市長が特に必要と認めたとき。 (2) 50パーセントを減額する場合 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者(その介護者を含む。)が観覧するとき。 イ 65歳以上の者が観覧するとき。 2 前項第2号の規定による観覧料及び特別観覧料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 (施設使用料の減免) 第8条 条例第11条第1項の規定により、施設の使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。 (1) 免除する場合 市長が特に必要と認めたとき。 (2) 30パーセントを減額する場合 ア 市及び教育委員会が施設を使用するとき。 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の小学校の児童又は中学校の生徒が学校行事として施設を利用するとき。 2 前項第2号の規定による使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 (駐車場使用料の免除) 第9条 条例第11条第1項の規定により、駐車場の使用料を免除する場合は、次のとおりとする。	

- (1) 公務を目的として来館するとき。
- (2) 美術博物館が主催する行事の講演者等が来館するとき。
- (3) 美術博物館事業を援助するものが来館するとき。
- (4) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車するとき。ただし、美術博物館、芦屋市立図書館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館を利用する場合に限る。
- (5) 市長が特に認めたとき。

標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日